

大牟田市空き家活用リフォーム等支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、管理不全な空き家の発生を未然に防止するために、空き家の利活用及び流通を促進することを目的とし、空き家のリフォーム等に要する経費に対し、予算の範囲内でその経費の一部を補助するものとし、その交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 空き家

市内に建築された戸建ての住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分が存在する併用住宅を含む。)であって、1年以上居住その他の使用がなされていないものをいう。

二 家財道具

家具や衣類など空き家内の居住の用に供する部分に残された残置物をいう。

三 所有者等

空き家への居住若しくは売却又は賃貸を行うことができる所有権を有する個人又は代理人として委任された者をいう。

四 住みよかネット

大牟田市居住支援協議会が運営する住宅確保要配慮者向けの空き家情報登録サイトをいう。

五 リフォーム

空き家を活用できるようにするために行う改修工事をいう。

六 子育て世帯

補助金の交付申請日の属する年度の4月1日時点で同居者に18歳未満の者又は補助金の交付申請の時点で妊娠している者がいる世帯をいう。

七 若年世帯

補助金の交付申請日の属する年度の4月1日時点で配偶者(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)との年齢の合計が80歳以下である世帯をいう。

八 居住誘導区域

大牟田市立地適正化計画に定める居住誘導区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの要件に該当するものとする。

一 空き家を自己の居住の用に供する住宅として空き家のリフォーム又は家財道具の整理等を実施する所有者等

二 空き家を売買や賃貸を目的として、空き家のリフォーム又は家財道具の整理等を実施する所有者等

2 前項第二号の補助対象者は、第9条に基づく実績報告の前に以下のいずれかを行うものとする。

一 当該空き家に関する宅地建物取引業者との媒介契約の締結

二 当該空き家の売買契約及び賃貸借契約の締結

三 住みよかネットへの登録

3 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助金の交付を受けることができな

い。

- 一 大牟田市の市税を滞納している者
- 二 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の構成員（同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。））
- 三 補助対象となる空き家の除却に関わる助成金の交付を受ける予定のある者

（補助対象経費）

第4条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、空き家のリフォーム及び家財道具の整理等に要する費用で、次の各号に定めるものとする。ただし、消費税及び地方消費税相当額を除く。

- 一 空き家のリフォームで次に掲げるもの。ただし、事業目的の達成のために必要な範囲を過度に逸脱する華美なリフォームを除く。
 - ①台所、浴室、便所または洗面所などの改修工事費
 - ②間取りの変更や床材や壁紙の張り替えなどの内装改修工事費
 - ③断熱・遮熱改修などの省エネルギー改修工事費
 - ④外壁や屋根等の外装改修工事費
 - 二 空き家の家財道具の整理等で次に掲げるもの。
 - ①家財道具の分別及び敷地内の移動に係る代行事業者への委託料
 - ②空き家の家屋内の清掃に係る代行事業者への委託料
- 2 併用住宅については、居住の用に供する部分のリフォーム及び家財整理等に限り対象とする。

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額以内とし、500,000円を限度とする。ただし、前条第1項第二号のみにかかる経費を対象として交付申請する場合は、200,000円を限度とする。
- 2 第1項の額の算定について、算出した額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
 - 3 次の各号のいずれかに該当する場合は、第1項で算定した補助金の額に100,000円を上乗せし補助金を交付する。また、どちらも該当する場合は、第1項で算定した補助金の額に200,000円を上乗せし補助金を交付する。
 - 一 申請者が子育て世帯又は若年世帯の世帯員であるもの
 - 二 補助対象の空き家が居住誘導区域内に存在するもの
 - 4 前項の上乗せについては、次の各号をすべて満たすことを条件とし補助するものとする。
 - 一 前条第1項第一号に掲げる空き家のリフォームを行うこと。
 - 二 補助対象経費の合計額が1,000,000円を超える事業であること。
 - 5 空き家のリフォーム及び家財道具の整理等について、国・県等で実施している他の補助金等の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。ただし、次の各号に掲げる本市補助制度については、補助対象経費が重複しない範囲においてこの限りではない。
 - 一 ブロック塀等撤去促進事業
 - 二 木造戸建て住宅耐震改修促進事業
 - 三 アスベスト含有調査に関する補助

6 補助金の交付は、同一の空き家につき1回とする。

(交付申請)

第6条 補助を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費の見積書の写し及び工事費用内訳がわかる書類等の写し
- 二 事業実施前の室内の状況がわかる写真(リフォームの場合は、施工予定箇所がわかる写真)
- 三 空き家の位置図
- 四 空き家の登記事項証明書の写し(未登記の場合は固定資産税の評価証明書)
- 五 暴力団排除条項に基づく誓約書兼照会承諾書(別紙1)
- 六 大牟田市の市税の滞納がないことを証明する書類(所有者と申請者が違う場合は両者の分を提出)
- 七 戸籍謄本等の写し
- 八 委任状(別紙2)
- 九 誓約書(別紙3)
- 十 1年以上居住していないことが常態であることが分かる書類
- 十一 空き家の所有者と申請人の関係が分かる書類(所有者と申請者が違う場合のみ)
- 十二 申請者の住民票の写し(交付申請提出前の3か月以内に発行されたもの)(第2条第1項第6号及び第7号の対象者は居住者全員の住民票の写し)
- 十三 子育て世帯で、出産予定の子がいる場合は、母子健康手帳等の診断経過がわかる書類の写し
- 十四 その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、補助金交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、第1項の審査において必要と認めるときは、対象工事について実地調査を行うことができる。

(補助金の変更の申請)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、当該事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに補助金交付変更(中止)申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金交付変更(中止)決定通知書(様式第4号)により、交付決定者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 交付決定者は、事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定のあった年度の2月末日のいずれか早い日までに、補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- 一 補助対象経費に係る領収書の写し
- 二 事業完了後の室内の状況がわかる写真(リフォームの場合は、施工実施箇所がわかる写真)
- 三 空き家の売買契約書または賃貸借契約書の写し、宅地建物取引業者との空き家に関する媒介契約書の写し、住みよかネットの掲載ページの写しのいずれか

四 その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 10 条 市長は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、速やかに内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査において必要と認めるときは、対象工事について実地調査を行うことができる。

(補助金の交付)

第 11 条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の額が確定した後に行うものとする。

2 交付決定者は、前項の規定により補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金があるときはその全部又は一部の返還を命じることができる。

一 偽りその他不正な手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

二 この要綱の規定に違反したとき。

三 補助金交付確定通知日から2年以内に補助対象となった空き家を解体したとき。

四 前3号のほか、市長が補助金の交付の決定を取り消すべき事由があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知し、既に交付した補助金の返還を命ずるときは、補助金返還命令通知書(様式第8号)により通知するものとする。

(申請書等の様式)

第 13 条 この要綱の規定により市長に提出する申請書等の様式は、市長が別に定める。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。